

大河原町国土強靱化地域計画



令和3年3月

大河原町

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 本計画の対象想定災害	2
第2章 脆弱性評価	2
1 脆弱性評価の考え方	2
2 基本目標	2
3 事前に備えるべき目標	3
4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	3
5 施策分野の設定	5
第3章 国土強靱化施策の脆弱性評価結果・推進方針	6
第4章 計画の推進	25

《資料編》

別紙1 施策分野別推進方針

別紙2 国土強靱化関連計画等一覧

別紙3 過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害

附属資料 大河原町国土強靱化地域計画に基づく主な事業一覧

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

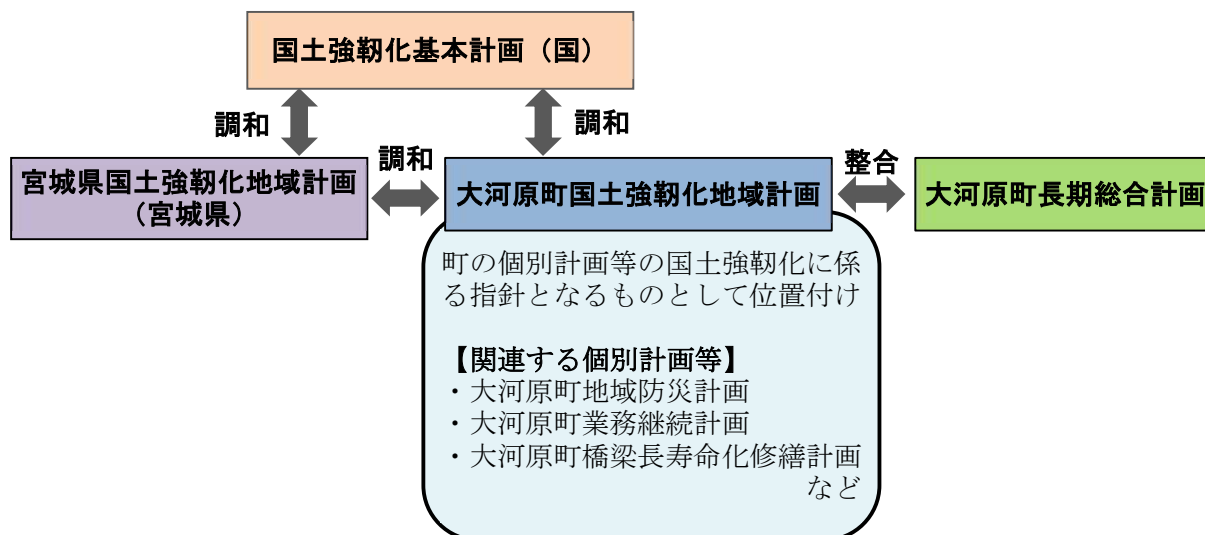
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を観測した巨大地震が大津波を引き起こし、大河原町においては町民の財産に甚大な被害をもたらした。本町では、高い確率で発生が予想されていた宮城県沖地震に備えるべく、大河原町地域防災計画を制定し、町有建築物の耐震化など様々な防災対策を講じていたが、大規模かつ広範囲に及ぶ被害により、行政機能の喪失や初動時の情報不足、燃料の不足など、経験したことのない事態が生じ、人命の救助・救出や災害時医療、生活再建等において、極めて困難な状況に直面した。

国においては、平成25年12月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」が策定された。また、基本法においては、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる」とされた。

本町では、既に、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて各分野の各種計画等の見直しや災害対応マニュアルの策定等を進め、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきたところであるが、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的に取組を展開するため、基本法に基づく大河原町国土強靱化地域計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の策定手順等に従って策定したものである。策定に当たっては、国の基本計画や宮城県国土強靱化地域計画と調和を保ちながら、大河原町長期総合計画に掲げる施策との整合性を図り、各施策分野における本町の個別計画等の国土強靱化に係る指針となるものである。



3 計画期間

本計画の対象期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とする。

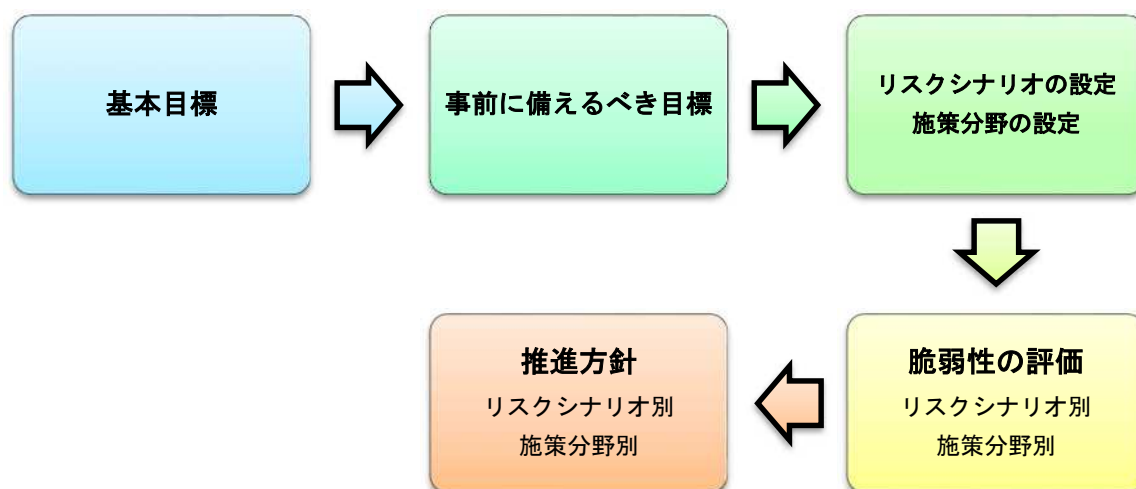
4 本計画の対象想定災害

本計画の対象は、過去に町内で発生した大規模自然災害による発生状況を踏まえて、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とする。なお、町民生活や経済に影響を及ぼすリスクとしては、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含め様々な事象が想定され得るが、これらの対応は各施策分野における町の個別計画等によるものとする。

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行うことは、国土強靱化に関する施策を策定し、実施していく上で必要なプロセスであり、国の国土強靱化基本計画においても脆弱性評価を基に施策ごとの推進方針が示されている。本計画においても、国が実施した脆弱性評価手法を踏まえて評価を行った。



2 基本目標

国土強靱化の理念に鑑み、次の4点を基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の8点を「事前に備えるべき目標」とする。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、「国土強靱化基本計画」及び「宮城県国土強靱化地域計画」における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本として、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
1 人命の保護が最大限図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2 異常気象等に伴う広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水及び河川の氾濫による死傷者の発生、住宅・建築物等の倒壊
2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	1-3 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-4 暴風雪や豪雪等に伴う交通ネットワークの機能停止、多数の死傷者の発生
3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化		2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

4 迅速な復旧復興		2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 情報通信網の麻痺・停止等による被害の拡大
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
		5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-4 食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2 有害物質の大規模拡散・流出
		7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態
8-4 事業用地の確保、仮施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
8-5 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による町経済への甚大な影響		

5 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野については、国の国土強靱化基本計画における施策分野を参考に、町の実情を踏まえ、8の個別施策分野と2の横断的施策分野を設定した。

【個別施策分野】

- (1) 行政機能・防災体制等
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療福祉
- (4) 環境
- (5) 産業
- (6) 交通・物流
- (7) 町土保全
- (8) 土地利用

【横断的施策分野】

- (9) 老朽化対策
- (10) 災害対策

第3章 国土強靱化施策の脆弱性評価結果・推進方針

第2章において定めた27のリスクシナリオ別に脆弱性評価を実施した評価結果、またその結果を踏まえた推進方針を記載する。（主管する部局ごと）

また25ページより、推進方針に基づく具体的な事業内容については、別途個別の事業一覧を作成し整理する。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】行政機能・防災体制等、災害対策

1. 地域防災計画、マニュアル等の改定(総務課)

<脆弱性評価>

- 激甚化する災害に備え、自助・共助・公助の取り組みが相互に有機的な関連を持って機能するよう、地域防災計画等の各種計画やマニュアルの拡充・更新を図る必要がある。
- 発災時、自らの身の安全を守る行動を訓練等で習得する必要がある。

<推進方針>

- ◎地域防災計画・各種マニュアル等の更新を行い、住民に対し周知活動を行う。
- ◎防災訓練・出前情報交換会等を行い、防災・減災に関する知識の啓発活動を強化する。

2. 防災情報伝達システムの維持・拡充(総務課)

<脆弱性評価>

- 避難行動が適切に行われよう、防災情報の周知手段（防災行政無線，エリアメール，登録制メール配信サービス，広報車による広報）の適切な維持・強化を図る必要がある。

<推進方針>

- ◎登録制メール配信サービス等の住民への防災情報の周知方法について、適切な維持管理と機能強化を図る。

3. 防災拠点施設等の維持・拡充(総務課)

<脆弱性評価>

- 災害時の防災拠点となる施設の安全を確保するため、役場庁舎・避難場所・備蓄倉庫等の拡充・更新を図る必要がある。

<推進方針>

- ◎防災拠点となる役場庁舎や公共施設等の拡充や適切な維持管理と機能強化を図る。

4. 消防団組織強化(総務課)

<脆弱性評価>

- 消防団（水防団）は災害時において消火・水防・救出・救助・避難誘導等を実施するとともに、平時においては地域に密着した予防活動・啓発活動等を実施する。地域防災の要となる消防団の団員が定数に満たないため、団員の増加を図り、災害対応のできる人材確保をしていく必要がある。

<推進方針>

- ◎消防団員の安全確保・待遇改善を図り、入団したいと思う魅力ある消防団を目指す。消防団員が定数に満たないため、確保の活動を強化し、災害対応のできる人材確保を行う。

5. 消防関連施設等整備・拡充(総務課)

<脆弱性評価>

- 消防団の消防力を維持・強化するため、消防団施設・車両・資機材の拡充・更新を図る必要がある。

<推進方針>

- ◎防火水槽・防災備蓄倉庫の点検・修繕等の維持管理を行う。
- ◎消防ポンプ車、消防ポンプ付積載車の維持管理を行い、計画的に更新を図る。

【施策分野】行政機能・防災体制等、住宅・都市、老朽化対策

1. 学校施設の安全対策(教育総務課)

<脆弱性評価>

- 町内各小中学校の校舎、体育館の構造体部分における耐震化は完了しているが、非構造部材(天井、内壁、外壁、照明等)の耐震対策については、財政面等の問題もあり一部未実施であるため、児童生徒の安全を考え早急に対策する必要がある。
- 学校施設の体育館は、指定避難所となっているが、老朽化により安全安心な建築物と言えない施設もあることから、改修が必要である。

<推進方針>

- ◎学校施設の非構造部材の耐震対策については、日常点検や定期的な点検を実施し、耐震性能が低下するものの早期発見、修繕に努め、老朽化による大規模な改修が必要な部分については、「大河原町学校施設等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を図る。
- ◎指定避難所の学校施設については、より適切な維持管理を行い、適正な修繕・改修を図り、設備の充実した避難所として必要な機能の確保に努める。

【施策分野】保健医療福祉

1. 高齢者施設等の防災・減災の推進(福祉課)

<脆弱性評価>

- 災害発生時に自力で避難することが困難な方が多く利用する高齢者施設等について、安全・安心を確保する必要がある。

<推進方針>

- ◎高齢者施設等の防災設備の整備、改修等の支援や防犯・安全対策の強化などを支援する。

【施策分野】住宅・都市

1. 建築物の耐震化等(地域整備課)

<脆弱性評価>

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅、特に木造戸建て住宅は多数存在している。また、小学校周辺や避難路沿線には基準に満たないブロック塀が存在している。

<推進方針>

- ◎木造住宅の所有者に対し、木造住宅耐震診断助成事業及び木造住宅耐震改修工事助成事業を実施する。住宅所有者への戸別訪問、耐震診断実施者への耐震改修の働きかけ、その必要性についてのパンフレット等により啓発に努める。
- ◎基準に満たないブロック塀の所有者に対し危険ブロック塀等除却事業を実施する。公衆用道路に面するブロック塀の安全確保に努め、その危険性についてパンフレット等により啓発するとともに、危険性のあるものについては改善を図るよう指導を行う。
- ◎災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。

2. 大規模盛土造成地の耐震化等(企画財政課・地域整備課)

<脆弱性評価>

- 大地震による滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため安全性の調査を実施する必要がある。

<推進方針>

- ◎大規模盛土造成地について、安全性把握のための調査・対策工事等の事前対策が必要である。
- ◎災害に強いまちづくりを進めるため宅地耐震化推進事業を推進する。

【施策分野】住宅・都市、老朽化対策

1. 公共施設の長寿命化等(地域整備課・企画財政課)

<脆弱性評価>

- 老朽化した公共建築物について火災や倒壊による危害を防ぐため、個別長寿命化計画等に基づき、計画的な修繕・解体が必要である。
- 災害発生時の避難場所となる公園については、維持管理等を考慮し公園の長寿命化を図るため、計画的な施設更新を行う必要がある。

＜推進方針＞

- ◎定期点検、日常点検を実施し、損傷・劣化状況の把握に努め、長寿命化を図る。
- ◎災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- ◎災害時に避難場所となる公園については、年1回の定期点検を実施し施設の長寿命化を図る。日常点検において、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし早期の修繕・更新を行う。老朽化した遊具の更新においては、利用者ニーズを把握し施設更新を行う。

KPI一覧

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標値	事業主体
消防団員数	総務課	人	R2	270	R7	300	町
木造住宅の耐震化率	地域整備課	%	R2	80	R7	95	住民

1-2) 異常気象等に伴う広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水及び河川の氾濫による死傷者の発生、住宅・建築物等の倒壊



行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】行政機能・防災体制等、災害対策

1. 自主防災組織の支援(総務課)

＜脆弱性評価＞

- 災害に対応できる地域防災力向上が必要であり、その中核となる自主防災組織の強化を図る必要がある。また、自主防災組織が主体となる平時からの訓練を充実させる必要がある。

＜推進方針＞

- ◎自主防災組織が主体となる防災訓練の支援を行う。
- ◎総合防災訓練等により住民の防災力の向上を図る。
- ◎自主防災組織向けの補助金（資機材整備や訓練の経費など）の活用を推進する。
- ◎自主防災組織のリーダーとなって活動する人材を育成するため、宮城県防災指導員や防災士の資格取得に対し支援を行う。

2. 防災マップの更新(総務課)

＜脆弱性評価＞

- 住んでいる地域の防災情報を確認する上で重要な資料となる防災マップ（洪水ハザードを含む）に、最新の防災情報や避難所情報を反映させる必要があり、町民に対し防災マップの使用方法を周知し、日頃からの備えを啓発する必要がある。

＜推進方針＞

- ◎防災マップ（洪水ハザードを含む）に、最新の防災情報や避難所情報を反映させる。
- ◎町民に対し防災マップの使用法を周知し、日頃からの備えを啓発する。

【施策分野】行政機能・防災体制等、保健医療福祉、災害対策

1. 地域福祉活動の推進(福祉課)

＜脆弱性評価＞

- 災害発生時に高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われる必要がある。

＜推進方針＞

- ◎高齢者や障害者のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、災害時要支援者が迅速かつ確実に避難できるような態勢を地域で構築できるよう支援する。

【施策分野】住宅・都市、災害対策

1. 下水道事業による雨水整備の推進(上下水道課)

＜脆弱性評価＞

- 豪雨等による既設道路の冠水や浸水被害が発生していることから、雨水幹線管渠等の排水施設の整備を推進し、雨水処理機能の向上を図る必要がある。特に、浸水被害が度々発生している地区についての優先的な取り組みが求められている。

＜推進方針＞

- ◎地元の要望や必要性、緊急性を総合的に判断し、既存の雨水計画を見直し、現状に則した公共下水道（雨水）の整備を推進する。

【施策分野】町土保全

1.総合的な治水対策(地域整備課)

＜脆弱性評価＞

- 本町には白石川・荒川が流れており、長時間の豪雨による大規模な洪水被害の懸念があるため、流下阻害となる堆積土砂や支障木、それらによる陸地化や樹林化を抑制するための適切な河道断面の確保を、河川管理者である県へ要望していく必要がある。

＜推進方針＞

- ◎県管理の河川等については、堤防強化や流下阻害となる支障木、堆積土砂の撤去等、適切な河川の維持管理を継続して要望する。

【施策分野】災害対策

1. 防災・減災教育の推進(教育総務課)

＜脆弱性評価＞

- 各学校においては、防災主任、安全担当主幹教諭等による防災教育に関する研修会を実施し、その成果を校内研修に生かしつつ、教職員の災害対応力と防災教育指導力の向上をさらに図る必要がある。
- 各学校で整備した「学校危機管理マニュアル」を基に、地域の災害特性を考慮した防災訓練を実施するとともに、評価・改善し、児童生徒の安全確保に取り組む必要がある。
- 防災・減災教育を積極的に推進するため、児童生徒による防災マップづくり等を通し、避難路や避難場所の位置を認識するなど、体験的な防災教育を推進する必要がある。
- 学校と地域が一体となった防災体制を構築するため、PTAや地区住民、防災担当部局等関係機関と連携した取り組みを更に充実させる必要がある。

＜推進方針＞

- ◎児童生徒一人一人が自ら危険を予測し、回避できる力を身に付け、災害から身を守る（自助）とともに他者（共助）や社会（公助）の安全に貢献できる心を育み、「人間としての在り方・生き方」について考えさせる防災教育を推進する。
- ◎災害発生時における避難方法や避難所運営等について、想定される課題の解消に向け、学校関係者、教育委員会、地域住民、防災関係機関などが一体となって災害時の対応を確認するなど、連携体制の構築を図る。
- ◎児童生徒に普段から災害への意識付けを行うほか、避難訓練の実施方法を工夫するなどして、児童生徒の災害対応力の向上を図るとともに、現在、大河原中学校にある防災プロジェクトチーム同様のクラブを、他の学校においても立ち上げて防災知識の向上・技能の定着を図る。
- ◎各学校の防災教育への取り組みを共有化し、「学校危機管理マニュアル」についてより実効性のあるマニュアルとするため、評価・改善内容を反映した改訂を進める。

KPI一覧

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標値	事業主体
自主防災組織数	総務課	組織	R2	40	R5	43	町
自主防災組織補助金(防災訓練実施)	総務課	組織	R1	7	R5	15	町

1-3) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】行政機能・防災体制等、災害対策

1. 防災情報伝達システムの維持・拡充(総務課)

<脆弱性評価>

- 避難行動が適切に行われるよう、火山情報等の防災情報を住民・関係団体に迅速に周知する手段(防災行政無線・エリアメール・登録制メール配信サービス・広報車による広報)の適切な維持・強化を図る必要がある。

<推進方針>

- ◎登録制メール配信サービス等の住民への防災情報の周知方法について、適切な維持管理と機能強化を図る。
- ◎蔵王山の周辺自治体と情報の共有を図る。

【施策分野】町土保全

1. 総合的な土砂災害等の対策の推進(地域整備課)

<脆弱性評価>

- 土砂災害危険箇所の調査や定期的なパトロール体制を構築する必要がある。

<推進方針>

- ◎県が指定した土砂災害計画区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上が図られるよう県と連携して推進する。

1-4) 暴風雪や豪雪等に伴う交通ネットワークの機能停止、多数の死傷者の発生

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】行政機能・防災体制等、災害対策

1. 除雪協力への啓発活動(総務課)

<脆弱性評価>

- 住民の除雪協力が得られるよう、行政区長や消防団等を通じて地域との連携を強化していく必要がある。

<推進方針>

- ◎町民からの除雪協力が得られるよう、行政区や消防団等と連携体制の強化を図り、住民への啓発活動を行う。

【施策分野】交通・物流

1. 異常降雪時等における道路管理体制及び除雪体制(地域整備課)

<脆弱性評価>

- 異常降雪時において、主要幹線から順次除排雪を実施していくため、地形や積雪の状況・条件に適合した除雪機械の確保に努め、道路の除雪体制の強化に向けた取り組みが必要である。

<推進方針>

- ◎地元建設業者等と除雪体制の協力に関する契約を締結することにより、町道について、異常降雪となった場合でも日常生活が阻害されないよう業者・地域住民の協力を得て除雪・排雪・融雪を図る体制を構築する。

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1) 被災地での食料・飲料水等, 生命に関わる物資供給の長期停止

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】 行政機能・防災体制等, 災害対策

1. 食料備蓄体制の拡充(総務課)

＜脆弱性評価＞

- 災害時に備え、町による食料等の備蓄の強化を図る必要がある。また、個人・自主防災組織が食料等の備蓄（ローリングストック）を行うよう啓発活動を行う。
- 民間事業所と協定を結び物資等の円滑な提供体制を整えているが、より一層の体制強化を図る必要がある。

＜推進方針＞

- ◎町による食料等の備蓄の強化を図る。
- ◎個人・自主防災組織が食料等の備蓄（ローリングストック、最低3日できれば7日）を行うよう啓発活動を行う。
- ◎民間事業所と協定を結び物資等の円滑な提供体制を整えているが、より一層の体制強化を図る。

2-2) 自衛隊, 警察, 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】 行政機能・防災体制等, 災害対策

1. 救助・救急活動に应急対応ができる組織の強化(総務課)

＜脆弱性評価＞

- 災害時、消防署等の救助・救急活動が不足することが予測されるので、消防団や自主防災組織の救助・救急活動能力の強化を図り、应急対応のできる組織の構築が必要である。

＜推進方針＞

- ◎関係機関との連携をより強化し、効率的に救助・救急活動を行う。
- ◎消防団の救助・救急活動能力の強化を図る。
- ◎自主防災組織の救助・救急能力を高めるため訓練等を実施する。

2-3) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生, 混乱

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】 行政機能・防災体制等, 災害対策

1. 帰宅困難者への対策拡充(総務課)

＜脆弱性評価＞

- 災害時には帰宅困難者の発生が想定されるため、民間施設と協定を締結し避難者受入れの体制を整えているが、より一層の強化を図る必要がある。
- 災害時の帰宅困難者数を抑えるため、事業所等と連携し、安全が確保されるのであれば事業所に留まる等の協力を得る体制の確立を図る必要がある。

＜推進方針＞

- ◎民間施設との協定締結等により、受入れ体制の強化を図る。
- ◎帰宅困難者の対策について、事業所等への啓発活動を行う。

【施策分野】住宅・都市

1. 防災拠点の整備(地域整備課)

＜脆弱性評価＞

- 災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念される。

＜推進方針＞

- ◎避難場所となる施設（駅前コミュニティセンター）について、指定管理者による管理状況を把握し、指定管理者への指導助言を行い、施設の安全性を確保するとともに長寿命化対策を図る。

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】保健医療福祉、交通・物流、災害対策

1. 地域医療体制確保対策(健康推進課)

＜脆弱性評価＞

- 災害拠点病院（地域災害医療センター）であるみやぎ県南中核病院が町内に所在しており、二次医療圏内においてその機能を十分に発揮するための整備が必要である。
- 複数の診療所が被災し診療困難となった際、慢性疾患を持つ患者への対応が必要である。
- 速やかな救護及び医薬品等の確保や、支援のための体制づくり、受け入れの拠点づくりが必要である。

＜推進方針＞

- ◎水道や電気などのライフラインの強靱化による病院機能の確保のほか、迅速な救急搬送や物資の供給が可能となるための道路網などの環境を整備していく。
- ◎災害時の医療体制を確保するため、地域の医療関係者や関係団体との緊急時における応援協力体制を構築する。
- ◎軽度の負傷、疾病に対応する医薬品等の備蓄、対応方法などを平時から住民へ周知を行う。

【施策分野】保健医療福祉

1. 児童生徒保健対策(教育総務課)

＜脆弱性評価＞

- 児童生徒のケアは、今なお喫緊の課題であり、小中学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣、スクールソーシャルワーカーの活用がとても重要であるが、各学校での人数が十分とは言えない状況であるため、専門的な人材の確保が必要である。

＜推進方針＞

- ◎震災等に伴う児童生徒の心のケアに迅速かつ適切に対応できる体制の整備を推進する。
- ◎大学や職能団体とも連携を図りながら、スクールカウンセラー等の専門職の確保や人材の育成を図る。
- ◎児童生徒の心のケアを図るため、「おおがわら子どもの心のケアハウス事業」については継続して推進する。

【施策分野】交通・物流

1. 道路の防災・減災対策(地域整備課)

＜脆弱性評価＞

- 災害時における迅速な活動を行うため、道路機能の確保や応急・復旧を発生直後から行えるよう地元建設業者等との協定による復旧体制の強化を図る必要がある。
- 災害発生時の道路交通網を確保するため、国・県道に接続する町道について、総合的な視点から整備する必要がある。
- 災害発生時に避難所等の安全な場所へ移動するための避難経路を確実に確保するため、生活道路を計画的に整備するとともに、適切な維持管理を行う必要がある。

＜推進方針＞

- ◎地元建設業者等と災害時応援対策の協力に関する協定締結により、道路啓開や応急復旧等の実施体制を整備する。
- ◎重要な生活道路等について、幅員狭あい区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】保健医療福祉、環境

1. 災害廃棄物等への対応(町民生活課)

＜脆弱性評価＞

- 令和元年度東日本台風時に災害ごみが大量に発生し、疫病や感染症等及び処理の停滞による二次災害を発生させないため早急に仮置き場を5か所設置した。災害時におけるごみの円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からのごみの分別等の環境配慮行為や、災害廃棄物の円滑迅速な処理を行うための災害廃棄物処理計画の策定を行う必要がある。
- 災害に強く早急に復旧可能な合併浄化槽については、令和元年度末時点で1,270基を整備しているが、今後も単独浄化槽からの転換を進めるとともに、大規模災害においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設等の整備を進める必要がある。

＜推進方針＞

- ◎大規模災害発生時に備え平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確認するため、受け入れ先である仙南地域広域行政事務組合や民間処理施設と連携を図る。
- ◎災害等により被害を受けた家屋等の解体を行い、町民の生活再建並びに倒壊等の危険防止対策に努める。
- ◎一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画（早急に策定）により、スムーズな廃棄物処理を行えるよう計画を整備する。
- ◎災害時において、家庭より排出される廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県や厚生労働省に要請する。
- ◎仙南地域広域行政事務組合と連携し、火葬場を活用した広域火葬を実施する体制の確保等を推進する。
- ◎合併浄化槽について、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用して計画的に整備できるよう推進する。

【施策分野】保健医療福祉、災害対策

1. 災害時避難者感染対策(健康推進課)

＜脆弱性評価＞

- 避難所等となる施設における感染者の隔離や動線分離などの対策が必要である。
- 避難所等の密集環境における感染症発生を防ぐためのマニュアル及び資材備蓄が必要である。

＜推進方針＞

- ◎避難所となる施設における物理的な感染拡大防止のための施設整備や資材等の備蓄を進める。
- ◎避難者等の感染予防に関する資材・消耗品の備蓄のほか、対応にあたる職員の知識や対応力の向上に努める。
- ◎定期予防接種の推進、感染症の知識、予防法などを住民へ周知する。

2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】保健医療福祉

1. 避難者健康保持対策(健康推進課)

<脆弱性評価>

- 避難所における保健師等による健康観察・健康相談のほか、医師による巡回などの体制づくりが必要となる。

<推進方針>

- ◎保健活動を通じた地域住民との協力体制を構築し、住民の健康意識の向上を図る。
- ◎医師との災害時協力体制の構築を図る。

2. 心の健康対策(健康推進課)

<脆弱性評価>

- 被災や避難による精神的ストレスに対する保健活動を速やかに行うための整備が必要である。

<推進方針>

- ◎メンタルケアを実施するためのプライバシーに配慮したスペース等を整備し、より住民が相談しやすい環境づくりを行う。
- ◎臨床心理士等との災害時協力体制の構築を図る。

【施策分野】保健医療福祉、災害対策

1. 保健体制の充実(健康推進課)

<脆弱性評価>

- 災害時の健康状態の悪化には早期に気づくことが重要であるため、住民が日常的に自らの健康管理ができるよう、健康診査等が受診しやすい環境を整備し、継続的な健康に対する意識の醸成が必要である。

<推進方針>

- ◎保健活動を通じた地域住民との協力体制を構築し、住民の健康意識の向上を図る。
- ◎人口構造や健診方法の変化により健診事業等に支障が生じている施設の更新・改築による住民が利用しやすい拠点整備を行い、受診率向上や継続受診を図るほか、健康づくり事業への参加を促し、健康管理意識の醸成を図っていく。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】行政機能・防災体制等、災害対策

1. 業務継続計画の拡充(総務課)

<脆弱性評価>

- BCP(業務継続計画)について継続的な改善を図るため、定期的な見直しや訓練等を行い、実効性を高めていく必要がある。
- 地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等の確認及び事前の準備体制並びに事後の対応力強化を図る必要がある。

<推進方針>

- ◎BCP(業務継続計画)の定期的な見直しや訓練等を行う。
- ◎災害時に必要となる人員や資機材等の確認及び事前の準備体制並びに事後の対応力強化を図る。

【施策分野】行政機能・防災体制等

1. 被災時の本庁舎の機能の維持及び設備拡充(企画財政課)

<脆弱性評価>

- 本庁舎の損壊や非常電源の不調・容量不足により災害本部や避難所としての機能が十分に発揮できない恐れがある。

<推進方針>

- ◎適正な修繕、改修を行い設備の充実を図ることで、災害本部、避難所としての機能維持に努める。

2. 地域における避難所となる集会所の適切な耐震補強・整備改修(企画財政課)

<脆弱性評価>

- 地域の避難所となる集会所について、建物が古く、近年の災害規模には対応できない恐れがある。

<推進方針>

- ◎適正な修繕、改修を行い設備の充実を図ることで、地域の避難所としての機能維持に努める。

3. 役場庁舎における非常用電源設備の拡充(企画財政課)

<脆弱性評価>

- 東日本大震災時、非常電源は稼働したもののその稼働時間が短く、電力復旧までの期間をカバーできない恐れがある。

<推進方針>

- ◎非常用電源設備の拡充及び燃料の確保に努める。また、太陽光発電等商用電源以外の導入についても推進する。

4. 役場庁舎における応急仮設トイレの設置(企画財政課)

<脆弱性評価>

- 東日本大震災規模の災害が発生した場合、上下水道の被災により日常的に使用するトイレが利用できなくなる恐れがある。

<推進方針>

- ◎資材の確保や官民の関係機関との連携強化に努める。

5. 緊急時の防災本部機能の移転(企画財政課)

<脆弱性評価>

- 東日本大震災以上の災害が発生した場合、本庁舎の損壊・浸水等により、本部機能を本庁舎に設置できなくなる恐れがある。

<推進方針>

- ◎中央公民館や総合体育館、水害であれば高台にある南小学校や東部屋内運動場等への災害本部の移動の検討及び移動時の機能確保に努める。

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 情報通信網の麻痺・停止等による被害の拡大

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】行政機能・防災体制等、災害対策

1. 情報通信手段の拡充(総務課)

<脆弱性評価>

- 災害時に情報通信機能が使えなくなることを想定し、移動系防災行政無線(非常用電源72h)を整備しているが、同報系防災行政無線・個別受信機等の通信手段の整備拡充を図り通信手段の多重化に努める必要がある。
- 自主防災組織の連絡網も利用し、多くの町民に情報が伝わる体制の構築を図る。

<推進方針>

- ◎防災行政無線等の住民への防災情報の周知方法の適切な維持管理と機能強化を図る。
- ◎自主防災組織の連絡網も利用できる体制の構築を図る。

【施策分野】行政機能・防災体制等

1. 情報システムの業務継続性確保(企画財政課)

<脆弱性評価>

- 大規模自然災害が発生した場合でも情報システムが継続して使用できるようICT部門の業務継続計画を早期に策定し、それをもとに必要に応じて対策を講ずる必要がある。

<推進方針>

- ◎自然災害発生時の災害対応等の実施や優先度の高い業務の継続のため、ICT部門の業務継続計画を早期に策定し、それに基づき必要な対策を講じて、業務継続性の確保を図る。

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】産業、災害対策

1. 企業における事業継続計画(BCP)の促進(商工観光課・総務課)

<脆弱性評価>

- 企業等は災害等において、従業員・利用者等の安全を図るとともに、被害を最小限に食い止めることができるよう、事業継続計画(BCP)の策定を促進するとともに、防災体制の整備や防災訓練、事業所の耐震化、地域の防災活動への協力等の体制を整えることが必要である。

<推進方針>

- ◎企業等は災害時等に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続上の取り組みの継続的な実施力の向上に努める。

5-2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】産業、災害対策

1. 産業施設の防災対策支援(総務課)

<脆弱性評価>

- 町内には金属加工工場や大規模物流倉庫が立地しており、各施設において対策が講じられているが、大規模災害の発生に備えて実効的な対応計画と必要な体制を整備しておく必要がある。

<推進方針>

- ◎大規模災害発生時、各施設の被害を最小限に食い止めるため、企業が実施する対策・体制整備等について、国・県と連携しながら支援していく。

5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】交通・物流

1. 交通基盤の確保(企画財政課)

<脆弱性評価>

- 持続可能な公共交通の維持のため、まちの機能をコンパクト化するほか、デマンド型乗合タクシーや路線バス等の公共交通ネットワークを再構築するなど、まちづくりと交通施策の連携を図る必要がある。

<推進方針>

- ◎多様な移動経路や移動手段を確保するため、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を構築する。

2. 災害時の鉄路機能の確保(企画財政課)

<脆弱性評価>

- 災害時における鉄路機能の確保のため、関係機関と連携しながら災害に強い施設の整備・改修を図る必要がある。

<推進方針>

- ◎本町を通過する鉄路について、東日本旅客鉄道株式会社と連携を強化し、災害に強い施設の整備・改修につなげる。

3. 道路の防災・減災対策(地域整備課)

<脆弱性評価>

- 大規模災害時における道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備・改修を推進する必要がある。
- 大規模災害時により土砂崩れや陥没、倒木、被災車両などで道路が寸断され、車両での移動が困難となり、徒歩で避難する際、車道上の被災車両や復旧車両と交差し、危険に晒される恐れがあることから、道路拡張・歩道整備の必要がある。

<推進方針>

- ◎大規模災害時における道路機能を確保するため、道路・橋梁等の整備にあたっては、災害に強い施設の整備・改修を推進する。
- ◎大規模災害により土砂崩れや陥没、倒木、被災車両などで道路が寸断され、車両での移動が困難となり、徒歩で避難する際、車道上の被災車両や復旧車両と交錯し、危険に晒される恐れがあることから、道路拡張・歩道整備に努める。

5-4) 食料等の安定供給の停滞

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】産業、町土保全、土地利用

1. 農業生産基盤・森林の整備等(農政課)

<脆弱性評価>

- 耕作放棄地の拡大による農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下、農業従事者の高齢化や非農家との混住化進行による人手不足、農家経済の低迷、集落機能の低下による生産資源及び自然環境保全に向けた協同活動の困難化、シカ、イノシシ等野生生物による農林業被害等、様々な変化が顕在化してきている。
- 農道や水路といった生産基盤について、老朽化が進んでいるものは、限られた予算の中で修繕・更新等により長寿命化を図る必要がある。
- 森林所有者の森林経営意欲の低下、林業就業者の減少と高齢化の進行に対応するため、町民や企業等による多様な森林の整備・保全活動を促進させ、新規参入者の確保と育成を図り、自ら管理・経営できない森林所有者から森林整備を担う事業者等の育成を図る必要がある。

<推進方針>

- ◎農業委員会が実施する農地パトロールの結果を踏まえ、所有者等に対して適切に指導・助言を行う。
- ◎過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図る。
- ◎森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境又は生育環境が人間活動で分断及び孤立化されないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を推進する。

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】 産業

1. エネルギー供給体制の確保(総務課)

＜脆弱性評価＞

- 大規模災害発生時、エネルギー供給が滞ることが予測されることから、被災状況や外部からの支援時期を想定した燃料備蓄や調達体制の整備を図ることが必要である。

＜推進方針＞

- ◎非常時の災害対応活動や町民生活への影響を軽減するため、国や関連団体等と連携を図り、エネルギー供給体制の構築に努める。

6-2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】 住宅・都市、老朽化対策、災害対策

1. スtockマネジメント計画に基づく耐震化を含む改築・更新の推進(上下水道課)

＜脆弱性評価＞

- 下水道事業は昭和51年に事業開始されて以来、多くの地区で経過年数が長期化し老朽化による機能不全が懸念される。
- 強い地震でも機能停止をできる限り防止し、被災しても早急に機能回復を図る必要がある。
- 老朽化施設については、限られた予算の中で、修繕・更新等により長寿命化を図る必要がある。

＜推進方針＞

- ◎災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止し下水道施設に対する信頼と効率性確保のため、Stockマネジメント計画に基づき、耐震化を含む改築・更新を進めていく。

【施策分野】 老朽化対策

1. 水道施設の耐震化及び老朽施設の更新(上下水道課)

＜脆弱性評価＞

- 水道管路の耐用年数が超えているものがあり、今後増えていくので、計画的に更新(耐震化)事業を行って行く必要がある。

＜推進方針＞

- ◎強靱な水道施設を構築するため、水道施設の耐震化を進めていく。また、安定した供給と経営を継続していくため施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング(縮小化)を検討したうえで計画的に更新していく。

6-3) 地域交通ネットワークが分断する事態

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】 交通・物流

1. 交通基盤の確保(企画財政課)

＜脆弱性評価＞

- 持続可能な公共交通の維持のため、まちの機能をコンパクト化するほか、デマンド型乗合タクシーや路線バス等の公共交通ネットワークを再構築するなど、まちづくりと交通施策の連携を図る必要がある。

＜推進方針＞

- ◎多様な移動経路や移動手段を確保するため、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を構築する。

【施策分野】交通・物流、老朽化対策

1. 道路施設等の長寿命化(地域整備課)

＜脆弱性評価＞

- 老朽化した道路ストック（橋梁・トンネル等）については、計画的な修繕・更新等により、長寿命化を図る必要がある。

＜推進方針＞

- ◎定期的な点検を行い長寿命化計画に基づき、適時、適切な修繕又は更新により長寿命化を図る。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池, ダム, 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】 産業, 老朽化対策

1. 農林業関連施設の整備等(農政課)

<脆弱性評価>

- 大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念される。既存施設の耐震性不足や機能不足等により被災の可能性がある農業用ため池や排水路等については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急に機能回復を図る必要がある。また、施設の耐震化等の老朽化対策を推進するとともに、地域における継続した維持管理体制の構築を図る必要がある。

<推進方針>

- ◎農業関連施設について、施設管理者と連携しながら定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ長寿命化を図る。
- ◎災害対応力を強化するため、生産基盤施設等の耐震調査・対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。
- ◎農業用排水施設の整備、ため池の補強、降雨等による農地の浸食対策等を推進し、災害の発生防止を図る。また、ため池については浚渫を行い、貯水可能量の増加に努める。

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】 保健医療福祉, 環境

1. 災害廃棄物等への対応(町民生活課)

<脆弱性評価>

- 令和元年度東日本台風時に災害ごみが大量に発生し、疫病や感染症等及び処理の停滞による二次災害を発生させないため早急に仮置き場を5か所設置した。災害時におけるごみの円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からのごみの分別等の環境配慮行為や、災害廃棄物の円滑迅速な処理を行うための災害廃棄物処理計画の策定を行う必要がある。
- 災害に強く早急に復旧可能な合併浄化槽については、令和元年度末時点で1,270基を整備しているが、今後も単独浄化槽からの転換を進めるとともに、大規模災害においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設等の整備を進める必要がある。

<推進方針>

- ◎大規模災害発生時に備え平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するため、受け入れ先である仙南地域広域行政事務組合や民間処理施設と連携を図る。
- ◎災害等により被害を受けた家屋等の解体を行い、町民の生活再建並びに倒壊等の危険防止対策に努める。
- ◎一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画（早急に策定）により、スムーズな廃棄物処理を行えるよう計画を整備する。
- ◎災害時において、家庭より排出される廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県や厚生労働省に要請する。
- ◎仙南地域広域行政事務組合と連携し、火葬場を活用した広域火葬を実施する体制の確保等を推進する。
- ◎合併浄化槽について、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用して計画的に整備できるよう推進する。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】産業、町土保全、土地利用

1. 農業生産基盤・森林の整備等(農政課)

<脆弱性評価>

- 耕作放棄地の拡大による農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下、農業従事者の高齢化や非農家との混住化進行による人手不足、農家経済の低迷、集落機能の低下による生産資源及び自然環境保全に向けた協同活動の困難化、シカ、イノシシ等野生生物による農林業被害等、様々な変化が顕在化してきている。
- 農道や水路といった生産基盤について、老朽化が進んでいるものは、限られた予算の中で修繕・更新等により長寿命化を図る必要がある。
- 森林所有者の森林経営意欲の低下、林業就業者の減少と高齢化の進行に対応するため、町民や企業等による多様な森林の整備・保全活動を促進させ、新規参入者の確保と育成を図り、自ら管理・経営できない森林所有者から森林整備を担う事業者等の育成を図る必要がある。

<推進方針>

- ◎農業委員会が実施する農地パトロールの結果を踏まえ、所有者等に対して適切に指導・助言を行う。
- ◎過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図る。
- ◎森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境又は生育環境が人間活動で分断及び孤立化されないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を推進する。

【施策分野】産業

1. 有害鳥獣対策(農政課)

<脆弱性評価>

- 農林業従事者や狩猟免許保持者の減少により、野生鳥獣を適切に管理する機能が低下しており、鳥獣による農林業被害の拡大と鳥獣被害による耕作放棄地の拡大が生じていることから、ソフト・ハードの両面から鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。

<推進方針>

- ◎森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境又は生育環境が人間活動で分断及び孤立化されないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を推進する。

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】保健医療福祉、環境

1. 災害廃棄物等への対応(町民生活課)

＜脆弱性評価＞

- 令和元年度東日本台風時に災害ごみが大量に発生し、疫病や感染症等及び処理の停滞による二次災害を発生させないため早急に仮置き場を5か所設置した。災害時におけるごみの円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からのごみの分別等の環境配慮行為や、災害廃棄物の円滑迅速な処理を行うための災害廃棄物処理計画の策定を行う必要がある。
- 災害に強く早急に復旧可能な合併浄化槽については、令和元年度末時点で1,270基を整備しているが、今後も単独浄化槽からの転換を進めるとともに、大規模災害においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設等の整備を進める必要がある。

＜推進方針＞

- ◎大規模災害発生時に備え平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確認するため、受け入れ先である仙南地域広域行政事務組合や民間処理施設と連携を図る。
- ◎災害等により被害を受けた家屋等の解体を行い、町民の生活再建並びに倒壊等の危険防止対策に努める。
- ◎一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画（早急に策定）により、スムーズな廃棄物処理を行えるよう計画を整備する。
- ◎災害時において、家庭より排出される廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県や厚生労働省に要請する。
- ◎仙南地域広域行政事務組合と連携し、火葬場を活用した広域火葬を実施する体制の確保等を推進する。
- ◎合併浄化槽について、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用して計画的に整備できるよう推進する。

8-2) 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】行政機能・防災体制等

1. 復旧・復興を行うための体制整備(地域整備課)

＜脆弱性評価＞

- 道路啓開を迅速に行うため、関係団体との災害時の協力に関する協定を締結するとともに、資材置き場の整備や調達先の確保等を平常時から確認しておく必要がある。

＜推進方針＞

- ◎地元建設業者等と災害時応援対策の協力に関する協定締結により、道路啓開や応急復旧等の実施体制を整備する。

【施策分野】災害対策

1. 被災建築物・被災宅地の危険度判定(地域整備課)

＜脆弱性評価＞

- 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定を、的確かつ速やかに実施する必要がある。

＜推進方針＞

- ◎危険度判定実施には地元建築団体（支部）と連携を図るとともに、必要に応じ県へ支援要請を行う。
- ◎地元民間判定士、職員による判定士の計画的な養成を推進する。

8-3) 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】 災害対策

1. 男女共同参画の取組の推進(企画財政課)

＜脆弱性評価＞

- 災害発生時の避難所運営において、男女共同参画の視点に配慮する必要がある。

＜推進方針＞

- ◎男女共同参画の視点からの防災意識の啓発を行う。

2. 外国人居住者へ情報発信(企画財政課)

＜脆弱性評価＞

- 被災した外国人に対する生活支援情報や災害情報の発信について、多言語化ややさしい日本語での情報提供等を行う必要がある。

＜推進方針＞

- ◎災害発生時に外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から多言語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災パンフレット等による情報提供に努めるとともに、災害発生時には多言語やさしい日本語による情報提供を行う。

8-4) 事業用地の確保、仮施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】 災害対策

1. 応急仮設住宅の用地確保(地域整備課・総務課)

＜脆弱性評価＞

- 応急仮設住宅の確保について、整備予定地は洪水浸水想定区域以外とし、居住の安全を図る必要がある。

＜推進方針＞

- ◎応急仮設住宅の確保については県と連携を図るとともに、整備可能な用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに努める。

8-5) 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による町経済への甚大な影響

施策分野	行政機能・防災体制等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業
	交通・物流	町土保全	土地利用	老朽化対策	災害対策

【施策分野】 産業

1. 中小企業などの経営基盤の強化(商工観光課)

＜脆弱性評価＞

- 災害等による損害を受けた事業者に対し、運営資金等を融資するなど、経営基盤を強化するための対策を国、県、金融機関及び商工団体と連携しながら効果的に行う必要がある。

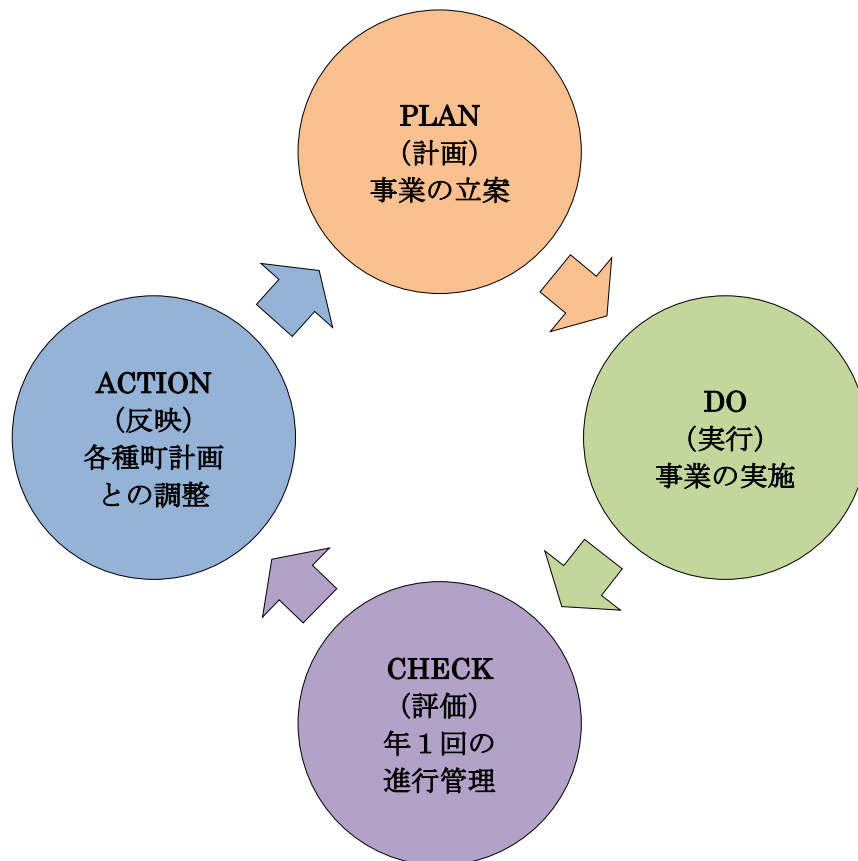
＜推進方針＞

- ◎被災した事業者の早期復旧を図るため、被災事業者向け融資、施設等の復旧・整備に係る補助金等について情報提供を行うとともに、国、県、金融機関及び商工団体と連携して、融資や補助金に係る相談、申請支援等の対応を行う。

第4章 計画の推進

本計画は、国土強靱化に関連する計画等との整合性を図りながら、PDCAサイクルに従って推進するものとし、その進行管理は、取組状況を把握・整理することにより行うものとする。

なお、本計画は、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。



別紙1 施策分野別推進方針

1 行政機能・防災体制等
地域防災計画、マニュアル等の改定(総務課)
○地域防災計画・各種マニュアル等の更新を行い、住民に対し周知活動を行う。 ○防災訓練・出前情報交換会等を行い、防災・減災に関する知識の啓発活動を強化する。
防災情報伝達システムの維持・拡充(総務課)
○登録制メール配信サービス等の住民への防災情報の周知方法について、適切な維持管理と機能強化を図る。 ○蔵王山の周辺自治体と情報の共有を図る。
防災拠点施設等の維持・拡充(総務課)
○防災拠点となる役場庁舎や公共施設等の拡充や適切な維持管理と機能強化を図る。
消防団組織強化(総務課)
○消防団員の安全確保・待遇改善を図り、入団したいと思う魅力ある消防団を目指す。消防団員が定数に満たないため、確保の活動を強化し、災害対応のできる人材確保を行う。
消防関連施設等整備・拡充(総務課)
○防火水槽・防災備蓄倉庫の点検・修繕等の維持管理を行う。 ○消防ポンプ車，消防ポンプ付積載車の維持管理を行い、計画的に更新を図る。
自主防災組織の支援(総務課)
○自主防災組織が主体となる防災訓練の支援を行う。 ○総合防災訓練等により住民の防災力の向上を図る。 ○自主防災組織向けの補助金（資機材整備や訓練の経費など）の活用を推進する。 ○自主防災組織のリーダーとなって活動する人材を育成するため、宮城県防災指導員や防災士の資格取得に対し支援を行う。
防災マップの更新(総務課)
○防災マップ（洪水ハザードを含む）に、最新の防災情報や避難所情報を反映させる。 ○町民に対し防災マップの使用法を周知し、日頃からの備えを啓発する。
除雪協力への啓発活動(総務課)
○町民からの除雪協力が得られるよう、行政区や消防団等と連携体制の強化を図り、住民への啓発活動を行う。
食料備蓄体制の拡充(総務課)
○町による食料等の備蓄の強化を図る。 ○個人・自主防災組織が食料等の備蓄（ローリングストック，最低3日できれば7日）を行うよう啓発活動を行う。 ○民間事業所と協定を結び物資等の円滑な提供体制を整えているが、より一層の体制強化を図る。
救助・救急活動に应急対応ができる組織の強化(総務課)
○関係機関との連携をより強化し、効率的に救助・救急活動を行う。 ○消防団の救助・救急活動能力の強化を図る。 ○自主防災組織の救助・救急能力を高めるため訓練等を実施する。
帰宅困難者への対策拡充(総務課)
○民間施設との協定締結等により、受入れ体制の強化を図る。 ○帰宅困難者の対策について、事業所等への啓発活動を行う。

業務継続計画の拡充(総務課)
○BCP(業務継続計画)の定期的な見直しや訓練等を行う。 ○災害時に必要となる人員や資機材等の確認及び事前の準備体制並びに事後の対応力強化を図る。
情報通信手段の拡充(総務課)
○防災行政無線等の住民への防災情報の周知方法の適切な維持管理と機能強化を図る。 ○自主防災組織の連絡網も利用できる体制の構築を図る。
被災時の本庁舎の機能の維持及び設備拡充(企画財政課)
○適正な修繕、改修を行い設備の充実を図ることで、災害本部、避難所としての機能維持に努める。
地域における避難所となる集会所の適切な耐震補強・整備改修(企画財政課)
○適正な修繕、改修を行い設備の充実を図ることで、地域の避難所としての機能維持に努める。
役場庁舎における非常用電源設備の拡充(企画財政課)
○非常用電源設備の拡充及び燃料の確保に努める。また、太陽光発電等商用電源以外の導入についても推進する。
役場庁舎における応急仮設トイレの設置(企画財政課)
○資材の確保や官民の関係機関との連携強化に努める。
緊急時の防災本部機能の移転(企画財政課)
○中央公民館や総合体育館、水害であれば高台にある南小学校や東部屋内運動場等への災害本部の移動の検討及び移動時の機能確保に努める。
情報システムの業務継続性確保(企画財政課)
○自然災害発生時の災害対応等の実施や優先度の高い業務の継続のため、ICT部門の業務継続計画を早期に策定し、それに基づき必要な対策を講じて、業務継続性の確保を図る。
地域福祉活動の推進(福祉課)
○高齢者や障害者のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、災害時要支援者が迅速かつ確実に避難できるような態勢を地域で構築できるよう支援する。
復旧・復興を行うための体制整備(地域整備課)
○地元建設業者等と災害時応援対策の協力に関する協定締結により、道路啓開や応急復旧等の実施体制を整備する。
学校施設の安全対策(教育総務課)
○学校施設の非構造部材の耐震対策については、日常点検や定期的な点検を実施し、耐震性能が低下するものの早期発見、修繕に努め、老朽化による大規模な改修が必要な部分については、「大河原町学校施設等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を図る。 ○指定避難所の学校施設については、より適切な維持管理を行い、適正な修繕・改修を図り、設備の充実した避難所として必要な機能の確保に努める。

2 住宅・都市

大規模盛土造成地の耐震化等(企画財政課・地域整備課)

- 大規模盛土造成地について、安全性把握のための調査・対策工事等の事前対策が必要である。
- 災害に強いまちづくりを進めるため宅地耐震化推進事業を推進する。

学校施設の安全対策(教育総務課)

- 学校施設の小規模部材の耐震対策については、日常点検や定期的な点検を実施し、耐震性能が低下するものの早期発見、修繕に努め、老朽化による大規模な改修が必要な部分については、「大河原町学校施設等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を図る。
- 指定避難所の学校施設については、より適切な維持管理を行い、適正な修繕・改修を図り、設備の充実した避難所として必要な機能の確保に努める。

建築物の耐震化等(地域整備課)

- 木造住宅の所有者に対し、木造住宅耐震診断助成事業及び木造住宅耐震改修工事助成事業を実施する。住宅所有者への戸別訪問、耐震診断実施者への耐震改修の働きかけ、その必要性についてのパンフレット等により啓発に努める。
- 基準に満たないブロック塀の所有者に対し危険ブロック塀等除却事業を実施する。公衆用道路に面するブロック塀の安全確保に努め、その危険性についてパンフレット等により啓発するとともに、危険性のあるものについては改善を図るよう指導を行う。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。

公共施設の長寿命化等(地域整備課・企画財政課)

- 定期点検、日常点検を実施し、損傷・劣化状況の把握に努め、長寿命化を図る。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- 災害時に避難場所となる公園については、年1回の定期点検を実施し施設の長寿命化を図る。日常点検において、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし早期の修繕・更新を行う。老朽化した遊具の更新においては、利用者ニーズを把握し施設更新を行う。

防災拠点の整備(地域整備課)

- 避難場所となる施設（駅前コミュニティセンター）について、指定管理者による管理状況を把握し、指定管理者への指導助言を行い、施設の安全性を確保するとともに長寿命化対策を図る。

ストックマネジメント計画に基づく耐震化を含む改築・更新の推進(上下水道課)

- 災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止し下水道施設に対する信頼と効率性確保のため、ストックマネジメント計画に基づき、耐震化を含む改築・更新を進めていく。

下水道事業による雨水整備の推進(上下水道課)

- 地元の要望や必要性、緊急性を総合的に判断し、既存の雨水計画を見直し、現状に則した公共下水道（雨水）の整備を推進する。

3 保健医療福祉

災害廃棄物等への対応(町民生活課)

- 大規模災害発生時に備え平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するため、受け入れ先である仙南地域広域行政事務組合や民間処理施設と連携を図る。
- 災害等により被害を受けた家屋等の解体を行い、町民の生活再建並びに倒壊等の危険防止対策に努める。
- 一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画(早急に策定)により、スムーズな廃棄物処理を行えるよう計画を整備する。
- 災害時において、家庭より排出される廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県や厚生労働省に要請する。
- 仙南地域広域行政事務組合と連携し、火葬場を活用した広域火葬を実施する体制の確保等を推進する。
- 合併浄化槽について、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用して計画的に整備できるよう推進する。

高齢者施設等の防災・減災の推進(福祉課)

- 高齢者施設等の防災設備の整備、改修等の支援や防犯・安全対策の強化などを支援する。

地域福祉活動の推進(福祉課)

- 高齢者や障害者のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、災害時要支援者が迅速かつ確実に避難できるような態勢を地域で構築できるよう支援する。

地域医療体制確保対策(健康推進課)

- 水道や電気などのライフラインの強靱化による病院機能の確保のほか、迅速な救急搬送や物資の供給が可能となるための道路網などの環境を整備していく。
- 災害時の医療体制を確保するため、地域の医療関係者や関係団体との緊急時における応援協力体制を構築する。
- 軽度の負傷、疾病に対応する医薬品等の備蓄、対応方法などを平時から住民へ周知を行う。

災害時避難者感染対策(健康推進課)

- 避難所となる施設における物理的な感染拡大防止のための施設整備や資材等の備蓄を進める。
- 避難者等の感染予防に関する資材・消耗品の備蓄のほか、対応にあたる職員の知識や対応力の向上に努める。
- 定期予防接種の推進、感染症の知識、予防法などを住民へ周知する。

避難者健康保持対策(健康推進課)

- 保健活動を通じた地域住民との協力体制を構築し、住民の健康意識の向上を図る。
- 医師との災害時協力体制の構築を図る。

心の健康対策(健康推進課)

- メンタルケアを実施するためのプライバシーに配慮したスペース等を整備し、より住民が相談しやすい環境づくりを行う。
- 臨床心理士等との災害時協力体制の構築を図る。

保健体制の充実(健康推進課)

- 保健活動を通じた地域住民との協力体制を構築し、住民の健康意識の向上を図る。
- 人口構造や健診方法の変化により健診事業等に支障が生じている施設の更新・改築による住民が利用しやすくなる拠点整備を行い、受診率向上や継続受診を図るほか、健康づくり事業への参加を促し、健康管理意識の醸成を図っていく。

児童生徒保健対策(教育総務課)

- 震災等に伴う児童生徒の心のケアに迅速かつ適切に対応できる体制の整備を推進する。
- 大学や職能団体とも連携を図りながら、スクールカウンセラー等の専門職の確保や人材の育成を図る。
- 児童生徒の心のケアを図るため、「おおがわら子どもの心のケアハウス事業」については継続して推進する。

4 環境

災害廃棄物等への対応(町民生活課)

- 大規模災害発生時に備え平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確認するため、受け入れ先である仙南地域広域行政事務組合や民間処理施設と連携を図る。
- 災害等により被害を受けた家屋等の解体を行い、町民の生活再建並びに倒壊等の危険防止対策に努める。
- 一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画(早急に策定)により、スムーズな廃棄物処理を行えるよう計画を整備する。
- 災害時において、家庭より排出される廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県や厚生労働省に要請する。
- 仙南地域広域行政事務組合と連携し、火葬場を活用した広域火葬を実施する体制の確保等を推進する。
- 合併浄化槽について、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用して計画的に整備できるよう推進する。

5 産業

産業施設の防災対策支援(総務課)

- 大規模災害発生時、各施設の被害を最小限に食い止めるため、企業が実施する対策・体制整備等について、国・県と連携しながら支援していく。

エネルギー供給体制の確保(総務課)

- 非常時の災害対応活動や町民生活への影響を軽減するため、国や関連団体等と連携を図り、エネルギー供給体制の構築に努める。

企業における事業継続計画(BCP)の促進(商工観光課・総務課)

- 企業等は災害時等に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続上の取り組みの継続的な実施力の向上に努める。

中小企業などの経営基盤の強化(商工観光課)

- 被災した事業者の早期復旧を図るため、被災事業者向け融資、施設等の復旧・整備に係る補助金等について情報提供を行うとともに、国、県、金融機関及び商工団体と連携して、融資や補助金等に係る相談、申請支援等の対応を行う。

農業生産基盤・森林の整備等(農政課)

- 農業委員会が実施する農地パトロールの結果を踏まえ、所有者等に対して適切に指導・助言を行う。
- 過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図る。
- 森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境又は生育環境が人間活動で分断及び孤立化されないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を推進する。

農林業関連施設の整備等(農政課)

- 農業関連施設について、施設管理者と連携しながら定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ長寿命化を図る。
- 災害対応力を強化するため、生産基盤施設等の耐震調査・対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。
- 農業用排水施設の整備、ため池の補強、降雨等による農地の浸食対策等を推進し、災害の発生防止を図る。また、ため池については浚渫を行い、貯水可能量の増加に努める。

有害鳥獣対策(農政課)

- 森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境又は生育環境が人間活動で分断及び孤立化されないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を推進する。

6 交通・物流

交通基盤の確保(企画財政課)

- 多様な移動経路や移動手段を確保するため、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を構築する。

災害時の鉄道機能の確保(企画財政課)

- 本町を通過する鉄道について、東日本旅客鉄道株式会社と連携を強化し、災害に強い施設の整備・改修につなげる。

地域医療体制確保対策(健康推進課)

- 水道や電気などのライフラインの強靱化による病院機能の確保のほか、迅速な救急搬送や物資の供給が可能となるための道路網などの環境を整備していく。
- 災害時の医療体制を確保するため、地域の医療関係者や関係団体との緊急時における応援協力体制を構築する。
- 軽度の負傷、疾病に対応する医薬品等の備蓄、対応方法などを平時から住民へ周知を行う。

異常降雪時等における道路管理体制及び除雪体制(地域整備課)

- 地元建設業者等と除雪体制の協力に関する契約を締結することにより、町道について、異常降雪となった場合でも日常生活が阻害されないよう業者・地域住民の協力を得て除雪・排雪・融雪を図る体制を構築する。

道路の防災・減災対策(地域整備課)

- 大規模災害時における道路機能を確保するため、道路・橋梁等の整備にあたっては、災害に強い施設の整備・改修を推進する。
- 大規模災害により土砂崩れや陥没、倒木、被災車両などで道路が寸断され、車両での移動が困難となり、徒歩で避難する際、車道上の被災車両や復旧車両と交錯し、危険に晒される恐れがあることから、道路拡張・歩道整備に努める。
- 地元建設業者等と災害時応援対策の協力に関する協定締結により、道路啓開や応急復旧等の実施体制を整備する。
- 重要な生活道路等について、幅員狭あい区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。

道路施設等の長寿命化(地域整備課)

- 定期的な点検を行い長寿命化計画に基づき、適時、適切な修繕又は更新により長寿命化を図る。

7 町土保全

総合的な治水対策(地域整備課)

○県管理の河川等については、堤防強化や流下阻害となる支障木、堆積土砂の撤去等、適切な河川の維持管理を継続して要望する。

総合的な土砂災害等の対策の推進(地域整備課)

○県が指定した土砂災害計画区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上が図られるよう県と連携して推進する。

農業生産基盤・森林の整備等(農政課)

○農業委員会が実施する農地パトロールの結果を踏まえ、所有者等に対して適切に指導・助言を行う。
○過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図る。
○森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境又は生育環境が人間活動で分断及び孤立化されないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を推進する。

8 土地利用

農業生産基盤・森林の整備等(農政課)

○農業委員会が実施する農地パトロールの結果を踏まえ、所有者等に対して適切に指導・助言を行う。
○過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図る。
○森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境又は生育環境が人間活動で分断及び孤立化されないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を推進する。

9 老朽化対策

学校施設の安全対策(教育総務課)

○学校施設の小規模部材の耐震対策については、日常点検や定期的な点検を実施し、耐震性能が低下するものの早期発見、修繕に努め、老朽化による大規模な改修が必要な部分については、「大河原町学校施設等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を図る。
○指定避難所の学校施設については、より適切な維持管理を行い、適正な修繕・改修を図り、設備の充実した避難所として必要な機能の確保に努める。

ストックマネジメント計画に基づく耐震化を含む改築・更新の推進(上下水道課)

○災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止し下水道施設に対する信頼と効率性確保のため、ストックマネジメント計画に基づき、耐震化を含む改築・更新を進めていく。

水道施設の耐震化及び老朽施設の更新(上下水道課)

○強靱な水道施設を構築するため、水道施設の耐震化を進めていく。また、安定した供給と経営を継続していくため施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング(縮小化)を検討したうえで計画的に更新していく。

公共施設の長寿命化等(地域整備課・企画財政課)

- 定期点検、日常点検を実施し、損傷・劣化状況の把握に努め、長寿命化を図る。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- 災害時に避難場所となる公園については、年1回の定期点検を実施し施設の長寿命化を図る。日常点検において、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし早期の修繕・更新を行う。老朽化した遊具の更新においては、利用者ニーズを把握し施設更新を行う。

道路施設等の長寿命化(地域整備課)

- 定期的な点検を行い長寿命化計画に基づき、適時、適切な修繕又は更新により長寿命化を図る。

農林業関連施設の整備等(農政課)

- 農業関連施設について、施設管理者と連携しながら定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ長寿命化を図る。
- 災害対応力を強化するため、生産基盤施設等の耐震調査・対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。
- 農業用排水施設の整備、ため池の補強、降雨等による農地の浸食対策等を推進し、災害の発生防止を図る。また、ため池については浚渫を行い、貯水可能量の増加に努める。

10 災害対策

地域防災計画、マニュアル等の改定(総務課)

- 地域防災計画・各種マニュアル等の更新を行い、住民に対し周知活動を行う。
- 防災訓練・出前情報交換会等を行い、防災・減災に関する知識の啓発活動を強化する。

防災情報伝達システムの維持・拡充(総務課)

- 登録制メール配信サービス等の住民への防災情報の周知方法について、適切な維持管理と機能強化を図る。
- 蔵王山の周辺自治体と情報の共有を図る。

防災拠点施設等の維持・拡充(総務課)

- 防災拠点となる役場庁舎や公共施設等の拡充や適切な維持管理と機能強化を図る。

消防団組織強化(総務課)

- 消防団員の安全確保・待遇改善を図り、入団したいと思う魅力ある消防団を目指す。消防団員が定数に満たないため、確保の活動を強化し、災害対応のできる人材確保を行う。

消防関連施設等整備・拡充(総務課)

- 防火水槽・防災備蓄倉庫の点検・修繕等の維持管理を行う。
- 消防ポンプ車、消防ポンプ付積載車の維持管理を行い、計画的に更新を図る。

地域福祉活動の推進(福祉課)

- 高齢者や障害者のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、災害時要支援者が迅速かつ確実に避難できるような態勢を地域で構築できるよう支援する。

自主防災組織の支援(総務課)
<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織が主体となる防災訓練の支援を行う。 ○総合防災訓練等により住民の防災力の向上を図る。 ○自主防災組織向けの補助金（資機材整備や訓練の経費など）の活用を推進する。 ○自主防災組織のリーダーとなって活動する人材を育成するため、宮城県防災指導員や防災士の資格取得に対し支援を行う。
防災マップの更新(総務課)
<ul style="list-style-type: none"> ○防災マップ（洪水ハザードを含む）に、最新の防災情報や避難所情報を反映させる。 ○町民に対し防災マップの使用法を周知し、日頃からの備えを啓発する。
防災・減災教育の推進(教育総務課)
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒一人一人が自ら危険を予測し、回避できる力を身に付け、災害から身を守る（自助）とともに他者（共助）や社会（公助）の安全に貢献できる心を育み、「人間としての在り方・生き方」について考えさせる防災教育を推進する。 ○災害発生時における避難方法や避難所運営等について、想定される課題の解消に向け、学校関係者、教育委員会、地域住民、防災関係機関などが一体となって災害時の対応を確認するなど、連携体制の構築を図る。 ○児童生徒に普段から災害への意識付けを行うほか、避難訓練の実施方法を工夫するなどして、児童生徒の災害対応力の向上を図るとともに、現在、大河原中学校にある防災プロジェクトチーム同様のクラブを、他の学校においても立ち上げて防災知識の向上・技能の定着を図る。 ○各学校の防災教育への取組みを共有化し、「学校危機管理マニュアル」についてより実効性のあるマニュアルとするため、評価・改善内容を反映した改訂を進める。
下水道事業による雨水整備の推進(上下水道課)
<ul style="list-style-type: none"> ○地元の要望や必要性、緊急性を総合的に判断し、既存の雨水計画を見直し、現状に則した公共下水道（雨水）の整備を推進する。
除雪協力への啓発活動(総務課)
<ul style="list-style-type: none"> ○町民からの除雪協力が得られるよう、行政区や消防団等と連携体制の強化を図り、住民への啓発活動を行う。
食料備蓄体制の拡充(総務課)
<ul style="list-style-type: none"> ○町による食料等の備蓄の強化を図る。 ○個人・自主防災組織が食料等の備蓄（ローリングストック、最低3日できれば7日）を行うよう啓発活動を行う。 ○民間事業所と協定を結び物資等の円滑な提供体制を整えているが、より一層の体制強化を図る。
救助・救急活動に迅速対応ができる組織の強化(総務課)
<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携をより強化し、効率的に救助・救急活動を行う。 ○消防団の救助・救急活動能力の強化を図る。 ○自主防災組織の救助・救急能力を高めるため訓練等を実施する。
帰宅困難者への対策拡充(総務課)
<ul style="list-style-type: none"> ○民間施設との協定締結等により、受入れ体制の強化を図る。 ○帰宅困難者の対策について、事業所等への啓発活動を行う。
地域医療体制確保対策(健康推進課)
<ul style="list-style-type: none"> ○水道や電気などのライフラインの強靱化による病院機能の確保のほか、迅速な救急搬送や物資の供給が可能となるための道路網などの環境を整備していく。 ○災害時の医療体制を確保するため、地域の医療関係者や関係団体との緊急時における応援協力体制を構築する。 ○軽度の負傷、疾病に対応する医薬品等の備蓄、対応方法などを平時から住民へ周知を行う。

災害時避難者感染対策(健康推進課)
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所となる施設における物理的な感染拡大防止のための施設整備や資材等の備蓄を進める。 ○避難者等の感染予防に関する資材・消耗品の備蓄のほか、対応にあたる職員の知識や対応力の向上に努める。 ○定期予防接種の推進、感染症の知識、予防法などを住民へ周知する。
保健体制の充実(健康推進課)
<ul style="list-style-type: none"> ○保健活動を通じた地域住民との協力体制を構築し、住民の健康意識の向上を図る。 ○人口構造や健診方法の変化により健診事業等に支障が生じている施設の更新・改築による住民が利用しやすくなる拠点整備を行い、受診率向上や継続受診を図るほか、健康づくり事業への参加を促し、健康管理意識の醸成を図っていく。
業務継続計画の拡充(総務課)
<ul style="list-style-type: none"> ○BCP(業務継続計画)の定期的な見直しや訓練等を行う。 ○災害時に必要となる人員や資機材等の確認及び事前の準備体制並びに事後の対応力強化を図る。
情報通信手段の拡充(総務課)
<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線等の住民への防災情報の周知方法の適切な維持管理と機能強化を図る。 ○自主防災組織の連絡網も利用できる体制の構築を図る。
企業における事業継続計画(BCP)の促進(商工観光課・総務課)
<ul style="list-style-type: none"> ○企業等は災害時等に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続上の取り組みの継続的な実施力の向上に努める。
産業施設の防災対策支援(総務課)
<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害発生時、各施設の被害を最小限に食い止めるため、企業が実施する対策・体制整備等について、国・県連携しながら支援していく。
ストックマネジメント計画に基づく耐震化を含む改築更新の推進(上下水道課)
<ul style="list-style-type: none"> ○災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止し下水道施設に対する信頼と効率性確保のため、ストックマネジメント計画に基づき、耐震化を含む改築更新を進めていく。
被災建築物・被災宅地の危険度判定(地域整備課)
<ul style="list-style-type: none"> ○危険度判定実施には地元建築団体(支部)と連携を図るとともに、必要に応じ県へ支援要請を行う。 ○地元民間判定士、職員による判定士の計画的な養成を推進する。
男女共同参画の取組の推進(企画財政課)
<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画の視点からの防災意識の啓発を行う。
外国人居住者へ情報発信(企画財政課)
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時に外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から多言語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災パンフレット等による情報提供に努めるとともに、災害発生時には多言語ややさしい日本語による情報提供を行う。
応急仮設住宅の用地確保(地域整備課・総務課)
<ul style="list-style-type: none"> ○応急仮設住宅の確保については県と連携を図るとともに、整備可能な用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに努める。

別紙2 国土強靱化関連計画等一覧

番号	計画等の名称
1	大河原町地域防災計画
2	大河原町業務継続計画（BCP）
3	大河原町新型インフルエンザ等対策業務継続計画
4	大河原町長期総合計画
5	第2期大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略
6	大河原町国土利用計画（第4次）
7	大河原町公共施設等総合管理計画
8	大河原町環境基本計画
9	大河原町空き家基本計画
10	大河原町排水処理基本計画
11	大河原町健康増進計画
12	大河原町自殺対策計画
13	大河原町食育推進計画
14	大河原町新型インフルエンザ等対策行動計画
15	第二期宮城県地域医療再生計画
16	大河原町障がい者計画
17	大河原町障がい福祉計画
18	大河原町障がい児福祉計画
19	大河原町高齢者福祉計画
20	大河原町介護保険事業計画
21	大河原町都市計画マスタープラン
22	大河原町舗装長寿命化計画
23	大河原町橋梁長寿命化修繕計画
24	大河原町トンネル長寿命化修繕計画
25	大河原町耐震改修促進計画
26	大河原町公営住宅等長寿命化計画
27	大河原町農業振興地域整備計画
28	大河原町森林整備計画
29	大河原町流域関連公共下水道事業計画
30	大河原町公共下水道ストックマネジメント計画
31	水安全計画
32	大河原町教育振興基本計画
33	大河原町学校施設等長寿命化計画
34	大河原町通学路交通安全プログラム

別紙3 過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害

本町の過去における主な災害は、次のとおりである。

1 地震災害

災害年月日	災害種類	M	被害状況
1978. 6.12 (昭和 53)	宮城県沖地震	7.4	死者 1 人、負傷者 5 人、住家被害 183 棟 被害額 169,165 千円
2011. 3.11 (平成 23)	平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震	9.0	東日本大震災とする東北地方太平洋沖地震 死者 2 人 (関連死)、負傷者 1 人、住家被害 1,606 棟
2011. 4. 7 (平成 23)	宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2	

【出典：総務課「大河原町地域防災計画」より抜粋】

2 風水害災害

災害年月日	災害種類	被害状況
明治22年 9月11日	洪水	白石川氾濫、北白川の鉄道が埋没し列車不通となる。
明治23年 8月 7日	洪水	白石川氾濫、北白川の鉄道が不通、10月20日開通。
明治43年 8月11日	洪水	白石川氾濫、耕地建物への被害甚大、尾形橋陥没し、鉄道1週間不通となる。
大正 2年 9月27日	洪水	白石川氾濫、尾形橋流失し、小島地区で床上浸水1.5mに達した。
大正 9年 5月13日	暴風	建設中の金ヶ瀬小学校増築校舎が大風のため倒壊した。
大正13年 8月13日	豪雨	河川の氾濫、浸水家屋50戸
大正14年 8月23日	豪雨	浸水家屋50戸
昭和57年 9月12日	暴風雨	台風18号により次の被害を受けた。 住家の一部破損 1 戸、床上浸水 5 戸、床下浸水47戸のほか道路被害29箇所、がけ崩れ 2 箇所、一時避難 3 世帯 8 人で被害額は130, 597千円 農作物の被害は、110, 119千円 総雨量は150mm程度
昭和61年 8月 5日	大雨洪水	台風10号により次の被害を受けた。 床上浸水50戸、床下浸水206戸、水田等の冠水190ha、町道被害34箇所、農業施設被害38箇所、その他で被害額は、634, 724千円 総雨量は298mm程度 白石川最高水位17.30m (尾形橋下流)
昭和62年 8月13日	大雨洪水	台風13号により次の被害を受けた。 床下浸水11戸
平成元年 8月 6日	大雨洪水	台風13号により次の被害を受けた。 床上浸水 4 戸、床下浸水51戸、水田等の冠水56ha、町道被害 3 箇所、その他で被害額は、63, 665千円

平成元年8月27日	大雨洪水	<p>総雨量は112mm程度 白石川最高水位17.24m（尾形橋下流）</p> <p>台風17号により次の被害を受けた。 床下浸水44戸、町道被害2箇所、その他で被害額は、881千円</p> <p>総雨量は125mm程度 白石川最高水位15.05m（尾形橋下流）</p>
平成2年11月30日	大雨洪水	<p>台風28号により次の被害を受けた。 床上浸水1戸、床下浸水7戸、崖崩被害3箇所、その他で被害額は、4,700千円</p> <p>総雨量は106mm程度 白石川最高水位14.31m（尾形橋下流）</p>
平成3年6月13日	大雨洪水	<p>豪雨により次の被害を受けた。 床下浸水30戸、排水路堤防決壊2箇所 総雨量は64.5mm、3～4時雨量56.5mm</p>
平成3年8月7日	大雨洪水	<p>豪雨により次の被害を受けた。 床下浸水17戸、がけ崩れ被害3箇所 白石川最高水位14.20m（尾形橋下流）</p>
平成3年9月19日	大雨洪水	<p>台風18号により次の被害を受けた。 床下浸水2戸、水田等の冠水25ha 総雨量は116mm程度 白石川最高水位14.47m（尾形橋下流）</p>
平成6年9月29日	大雨洪水	<p>台風26号により次の被害を受けた。 床下浸水2戸、水田等の冠水35ha 総雨量は85mm程度 白石川最高水位14.12m（尾形橋下流）</p>
平成10年9月16日	大雨洪水	<p>台風5号により次の被害を受けた。 床下浸水3戸、水田の冠水2ha 総雨量は93mm程度 白石川最高水位14.25m（尾形橋下流）</p>
平成11年4月25日	豪雨	<p>豪雨により次の被害を受けた。 床下浸水2戸（稗田） 土砂崩れ（堤）</p>
平成14年7月11日	大雨洪水	<p>台風6号により稗田地区、高砂地区に次の被害を受けた。 床上浸水14戸 床下浸水20戸</p>
平成17年8月25日	大雨洪水	<p>台風11号により次の被害を受けた。 水稻冠水10.5ha 水稻倒伏10.2ha 土砂崩れ1ヵ所</p>
平成18年9月27日	豪雨	<p>豪雨により次の被害を受けた。 床下浸水（稗田）4戸 土砂崩れ1ヵ所</p>
平成19年7月18日	大雨洪水	<p>台風4号により稗田地区、堤地区に次の被害を受けた。 稗田地区：床上浸水2戸 床下浸水3戸</p>

平成23年9月20日	大雨洪水	堤地区：家屋の一部破損（裏山土砂崩れ） 台風15号により次の被害を受けた。 床上浸水13戸 床下浸水69戸 店舗浸水8戸 （被害地区：稗田、見城前、高砂、戸ノ内前、西原前、 末広、丑越、緑町、南原前、金ヶ瀬土手下、 橋本（袖谷地）、東桜） 小山田・堤幹線通行止め（土砂崩れ）
平成24年4月4日	暴風	暴風により次の被害を受けた。 瞬間最大風速36.7m/s 住宅被害3戸 非住宅被害5戸 その他被害3件 負傷者1名（風に飛ばされ脳挫傷の疑い）
平成24年6月19日	大雨洪水	台風4号により稗田地区、西原地区に次の被害を受けた。 床上浸水4戸（稗田） 床下浸水13戸（稗田、高砂、西原前） 農道・水路法面崩壊 10カ所
平成26年2月15日	大雪	大雪により、ビニールハウス倒壊14カ所、その他にも多数の被害が生じた。
令和元年10月12日	大雨洪水	台風19号により町内全域において次の被害を受けた。 床上浸水134戸 床下浸水166戸 農業用施設等159カ所 道路施設等65カ所 り災ごみ（災害廃棄物1,706t、稲わら156t） 24時間降水量は317mm程度 白石川最高水位17.37m（尾形橋下流）

【出典：総務課「大河原町地域防災計画」より抜粋】

3 火山噴火災害

火山噴火予知連絡会は、平成 15 年 1 月に「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山として定義し、県内では栗駒山、蔵王山、鳴子の 3 火山が活火山に該当する。

本町には活火山はなく、また本町に隣接し噴火被害が想定される蔵王山についても、近年、火山噴火被害は発生していないため、以下に活動状況等について整理する。

火山名	過去の活動状況等
蔵王山	<p>蔵王山は、奥羽山脈の南部、宮城・山形両県に位置している。</p> <p>玄武岩～安山岩の成層火山群で、山体上部を形する熊野岳（最高峰）・刈田岳（かっただけ）などが噴出した後、山頂部に直径 2km 程度のカルデラが生じた。五色岳はその中に生じた後カルデラ火砕丘で、火口湖御釜（直径 360m、別名五色沼）を持つ。</p> <p>蔵王火山の噴火活動は、少なくとも約 70 万年前には始まっていたと考えられ、現在までに 4 つのステージがあったとされている。</p> <p>2 万年位前までに続いていた五色岳の活動の後、やや火山活動の静穏な時期があったが 2000 年～3000 年前頃に五色岳の東部が大規模に崩壊した。今から約 1000 年前には、五色岳西端で御釜の活動が始まっている。有史以降も主に御釜を噴出口とする数多くの活動が記録されているが、被害を伴った噴火は御釜の内外で発生している。噴火に伴い泥流を発生することが多い。御釜の北東など複数の地域に噴気孔がある。</p> <p>1230 年の噴火では、噴石による人畜への被害が発生している。また、たびたび泥流が発生し、1694 年、1809 年、1821 年、1867 年、1895 年の噴火で濁川や白石川で増水や硫黄流入などの被害が発生し、このうち 1867 年の噴火では洪水による死者が発生している(日本活火山総覧(第 4 版)による)。</p> <p>なお、仙台管区気象台では平成 22 年(2010 年)より常時観測(振動観測、空振観測、遠望観測、地殻変動観測)を行っている。</p> <p>平成 27 年 4 月 7 日から火山性地震が増加し、小規模な噴火が発生する可能性があることから、同 4 月 13 日に噴火警報(火口周辺危険)が発表された。その後、蔵王山の火山性地震の減少を受け、同 6 月 16 日に噴火警報が解除された。</p>

【出典：宮城県「宮城県国土強靱化計画」より抜粋】

【附属資料】大河原町国土強靱化地域計画に基づく主な事業一覧（R3.3）

	事業内容						国土強靱化地域計画との関係		
	事業名	事業概要	事業主体	財源となる補助金・交付金等の名称	事業期間（年度）	主管課	施策	施策分野	関連計画
1	浄化槽整備事業費補助事業	生活雑排水処理のため浄化槽を整備した者に対して補助金を交付する。	町	循環型社会形成推進交付金	R3～R7	町民生活課	災害廃棄物等への対応	保健医療福祉 環境	大河原町排水処理基本計画
2	避難行動要支援者登録制度	災害発生時に、情報収集や避難が困難なため第三者の支援が必要なたを「要配慮者・要支援者」として登録し、行政区（自主防災組織）や民生委員、ご近所のかたなど、地域の支援を受けやすくするためのもの。	町		随時	福祉課	地域福祉活動の推進	行政機能・防災体制等 保健医療福祉 災害対策	
3	大河原町地域介護・福祉空間整備等支援事業	災害発生時に自力で非難することが困難な方が多く利用する高齢者施設等について、安全・安心を確保するために、防災設備の整備、改修等の支援や防犯・安全対策の強化などを支援する。	町	地域介護・福祉空間整備等 施設整備交付金	随時	福祉課	高齢者施設等の防災・減災 の推進	保健医療福祉	
4	舗装長寿命化修繕事業	舗装補修（上大谷線ほか3路線）	町	防災・安全社会資本整備交付金	H27～R3	地域整備課	道路施設等の長寿命化	交通・物流 老朽化対策	大河原町舗装長寿命化計画
5	橋梁長寿命化修繕事業	橋梁107橋 定期点検・修繕	町	道路更新防災等対策事業費補助金	H26～	地域整備課	道路施設等の長寿命化	交通・物流 老朽化対策	大河原町橋梁長寿命化計画
6	交通安全対策事業	側溝改良・路肩拡幅	町	道路交通安全施設等整備事業費補助金	H30～	地域整備課	道路の防災・減災対策	交通・物流	大河原町通学路交通安全プログラム
7	木造住宅地震対策事業	昭和56年5月31日以前に建築された戸建木造住宅で、耐震基準を満たしていない住宅の所有者に対し、耐震診断、耐震改修の費用の一部を助成。	町	防災・安全社会資本整備交付金	R3～R7	地域整備課	建築物の耐震化等	住宅・都市	大河原町耐震改修促進計画
8	危険ブロック塀等除却事業	公衆用道路に面した危険なブロック塀を除却する者に対して除却費用の一部を助成。	町	防災・安全社会資本整備交付金	R3～R7	地域整備課	建築物の耐震化等	住宅・都市	大河原町耐震改修促進計画
9	町営住宅長寿命化事業	町営住宅4団地 195戸の長寿命化	町	社会資本整備総合交付金 防災・安全社会資本整備交付金	R3～R7	地域整備課	公共施設の長寿命化等	住宅・都市 老朽化対策	大河原町公営住宅等長寿命化計画
10	下水道による浸水対策事業	下水道事業による雨水施設の整備	町	社会資本整備総合交付金 防災・安全社会資本整備交付金	H30～R4	上下水道課	下水道事業による雨水整備 の推進	住宅・都市 災害対策	大河原町流域関連公共下水道事業計画
11	下水道長寿命化対策事業	ストックマネジメント計画に基づく耐震化を含む改築更新	町	社会資本整備総合交付金	H30～R4	上下水道課	ストックマネジメント計画 に基づく耐震化を含む改築 更新の推進	住宅・都市 老朽化対策 災害対策	大河原町公共下水道ストックマネジメント計画
12	水道施設の耐震化及び老朽施設更新事業	管路更新計画に基づき、緊急性・重要度を考慮して水道管路及び施設の耐震化を図りながら計画的に老朽施設を更新する。	町		継続	上下水道課	水道施設の耐震化及び老朽 施設の更新	老朽化対策	
13	大河原中学校屋内運動場増改築事業	現大河原中学校体育館（昭和39年建設）の経年劣化、老朽化に伴い、自然災害等による建築物の倒壊を防ぐため、国土強靱化事業（危険改築事業）を活用し、同一敷地内に建て替えを実施する。また、現基準面積に対応した増改築事業も併せて実施し、学校環境の改善を図る。さらには、災害時の避難所施設であることから、太陽光パネルの設置（太陽光発電等導入事業）や隣接して防災備蓄倉庫（防災機能強化事業）を合わせて建設する。	町	公立学校施設整備費負担金 学校施設環境改善交付金	R2～R3	教育総務課	学校施設の安全対策	行政機能・防災体制等 住宅都市 災害対策	大河原町学校施設等長寿命化計画
14	大河原中学校屋外防災機能強化事業	大河原中学校屋外運動場増改築事業の第2期工事として、避難所施設でもある屋内運動場周辺に、災害時の避難駐車場及び駐輪場の整備を実施する。さらに、防災機能強化として、旧体育館解体後に、防災緑地兼テニスコート場の整備、屋外トイレの整備を実施する。	町	学校施設環境改善交付金	R4～R5	教育総務課	学校施設の安全対策	行政機能・防災体制等 住宅都市 災害対策	大河原町学校施設等長寿命化計画
15	学校施設等長寿命化改修事業	学校施設の経年劣化、老朽化に伴い、建築後40年以上経過した施設については、【大河原町学校施設等長寿命化計画】に基づき、構造体の長寿命化やライフラインの更新などの改修工事を実施し、建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じた施設の長寿命化を図る。	町	学校施設環境改善交付金	R5～	教育総務課	学校施設の安全対策	行政機能・防災体制等 住宅都市 災害対策	大河原町学校施設等長寿命化計画
16	学校体育諸施設整備事業	老朽化した学校水泳プールについて、大規模な地震等による施設の崩壊を防ぐため、耐震補強工事を実施する。これにより、安全安心な学校環境の改善と二次災害防止のための貯水槽的機能及び断水時の生活用水確保を図る。	町	学校施設環境改善交付金	R5～	教育総務課	学校施設の安全対策	行政機能・防災体制等 住宅都市 災害対策	大河原町学校施設等長寿命化計画
17	学校施設大規模改造事業	学校施設の【経年により、通常発生する建物の損耗、機能低下に対する復旧措置】及び【建物の用途変更に伴う改装等】の大規模改造を行い、安全安心な教育環境の整備、建物の耐久性の確保を図る。特に、法令等に適合していない学校施設については、早急な改造工事を実施する。	町	学校施設環境改善交付金	R6～	教育総務課	学校施設の安全対策	行政機能・防災体制等 住宅都市 災害対策	大河原町学校施設等長寿命化計画



大河原町国土強靱化地域計画

発行日：令和3年3月

発行：宮城県大河原町

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 19

TEL 0224-53-2112 FAX 0224-53-3818

編集：大河原町企画財政課